

生食発0610第4号
28消安第1290号
平成28年6月10日

各

| |
|---------|
| 都道府県知事 |
| 保健所設置市長 |

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長
(公 印 省 略)

「対EU輸出食肉の取扱いについて」の一部改正について

我が国からEU向けに輸出する食肉については、「対EU輸出食肉の取扱いについて」（平成25年3月29日付け食安発0329第8号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・24消安第6381号農林水産省消費・安全局長通知。以下「通知」という。）により取り扱っているところですが、今般、農林水産業・地域の活力創造本部の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」（座長：経済再生担当大臣）において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、輸出環境の整備を図ることとして、下記の趣旨により、通知の別紙「対EU輸出食肉の取扱要綱」を別添新旧対照表のとおり改正し、本年6月10日より施行することとしましたので、その実施について特段のご配慮方よろしく申し上げます。

記

- 1 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請を可能とし、その手続を定める。
- 2 認定と畜場等において検査に合格した食肉を外部の施設に搬出し保管を行い、当該保管先において販売先等が決定する場合であっても食肉衛生証明書の発行を可能とし、その手続を定める。
- 3 その他所要の改正を行う。